

第4 海外から帰国した生徒の入学者選抜

帰国生選抜に志願することができる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者とする。

I 出願

- 1 出願は、1校1学科に限る。
- 2 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	水	午前9時～午後4時
2月15日	木	

3 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

- (1) 入学志願書(様式101) [様式集2～3ページ]
- (2) 自己申告書(様式111) [様式集6～7ページ]
自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。
- (3) 外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料
- (4) 入学検定料

ア 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書(府立全日制用)により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入りし、領収印が押印された入学検定料納付証明書(入学志願書貼付用)を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

イ 東大阪市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料2,200円を現金で納入する。

- (5) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)
スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)
- (6) (過年度卒業者のみ)
本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はこれに代わる証明書
- (7) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者)
入学志願特別事情申告書(様式121) [様式集10ページ]
- (8) (「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者)
教育委員会の承認書及びその関係書類

II 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- 1 学力検査等は、2月20日(火)午前8時50分から行う。
- 2 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。
- 3 学力検査の問題は、数学及び英語について中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。
なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」(「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」[79ページ]参照)で実施する。
- 4 面接は、自己申告書に基づき、日本語による個人面接で行う。
- 5 受験者が希望する和訳辞書1冊の持込みを可能とする(例:中日辞典)。ただし、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。使用する辞書は、2月19日(月)正午までに志

願先高等学校長に提出する。

- 6 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

時限	第1時	第2時	第3時
検査教科等	面接	数学	英語
時間	—	40分	40分 リスニングテスト 15分
時刻	9:00から 個人別 に実施	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40 11:50 ～ 12:05
配点	—	45点	45点

III 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- 1 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 2 選抜の資料は、学力検査の成績及び面接の評価とする。
- 3 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び面接の評価を組み合わせて総合判定する。
- 4 合格者の決定に当たって、「2」及び「3」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 5 高等学校長は、1月31日（水）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

IV 合格者の発表

合格者の発表は、2月29日（木）午後2時に各高等学校において行う。